

◎問合せが来た際の想定問答（内部資料）

• BL 牛はどう対応するのか？（BL 陽性牛でも採卵可能か？）

⇒受精卵から BL に感染することはないので、BL 陽性牛からも採卵可能

（採卵作業は陰性牛と陽性牛をしっかりと隔離し実施する）

（採取した受精卵も BL ウイルスが無くなるよう処置）

⇒陰性牛についても陽性牛群とは完全に隔離するので感染の可能性は低い

• 県外の種牛でも採卵できるのか？

⇒現段階（7 / 1 時点）では、受精卵を採取するための精液は県内の種雄牛のもの（改良協会が認める種雄牛）だけ

⇒母牛（ドナー牛）については、募集の時点では制限は設けない（県外 OK）＝幅広く募集するため（協議会の採卵要領には県外牛とかの縛りが無いため準用）

• 採卵はどのような流れになるのか？

⇒各種検査（遺伝子型検査：2ヶ月前、衛生検査：2週間前）を事前に受ける必要あり
検査費用は協議会負担なので農家手出しは無し

⇒採卵前のホルモン注射、授精等は基本的に農家の農場で実施（費用は協議会負担）

市営牧場とする場合は、BL 対策を行った上で市営牧場担当が実施するが、入牧料は25万円から差し引き

⇒採卵当日は、基本的に農家に牛を連れてきてもらい、採卵が終わったら持って帰ってもらう

⇒採卵終了後、実施月の月末に手続きを行い、翌月に借腹採卵料を農家へ入金

• この借腹採卵は、農家から協議会に卵を譲渡することになるのでは？法律違反では？

⇒受精卵センターで獣医が採卵を行い、採れた受精卵を、一端農家のボンベに入れ、農家のボンベから協議会のボンベに入れれば違法になるが、センターで受精卵が取れた段階で直接協議会のボンベに振り分ければ違法にはならない（家保にも確認済み）

⇒協議会は授精所を開設しており、採卵個数、移植数をしっかりと記録し、家保へ年1回報告（台帳検査）しているので、受精卵の動向を容易に明らかにできる